

標 題：

マレーシア籍船の自蔵式呼吸具の
Spare Cylinder

NKテクニカル インフォメーション

No. : 182

Date : 平成 8 年 4 月 8 日

関係船主、造船所 各位

今般、マレーシア政府より、SOLAS II-2 章 第 17.1.2(2)規則で要求される自蔵式呼吸具の spare cylinder について、下記の通知がありました。

今後、マレーシア籍船の安全設備の検査におきましては、下記に従って、自蔵式呼吸具の spare cylinder の数を確認致しますので、事前に必要な措置をお取りいただきますようお願い申し上げます。

記

自蔵式呼吸具 1 個につき、合計容量で 2,400 l (free air) の spare cylinder を備えること。

但し、

- (a) 5 個以上の自蔵式呼吸具を備えている場合、spare cylinder の合計容量は free air で 9,600 l を超えることを要しない。
- (b) 再充填装置が本船上にある場合；
各呼吸具毎の spare cylinder の合計容量は、少なくとも free air で 1,200 l とするが、船全体での spare cylinder の合計容量は free air で 4,800 l を超えることを要しない。

以 上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 千102
TEL: 03-3230-1201(代) FAX: 03-3230-3524